

前回定例会（平成18年11月1日）以降の行政の動き

平成18年12月6日
原子力安全・保安院
原子力安全地域広報官

1. 中部電力（株）浜岡原子力発電所5号機及び北陸電力（株）志賀原子力発電所2号機の蒸気タービンの羽根のひび等に関する調査報告書に対する原子力安全・保安院からの評価について（11月6日）

原子力安全・保安院（以下「当院」）は、10月27日に提出のあった、中部電力（株）浜岡原子力発電所5号機及び北陸電力（株）志賀原子力発電所2号機で発生した、蒸気タービンの羽根のひび等に関する原因と対策に係る報告書について、専門家の意見を聞きつつ、当院の評価としては、原因の推定及び対策の方向性について妥当である旨とりまとめた。報告書では、①発生原因については、試運転中の試験時等に発生したランダム振動及びフラッシュバックにより、ひび等が確認された羽根のフォーク部に過大な繰返し応力が発生し、ひびが発生・進展。設計メーカーは、その影響を認識していなかった。②再発防止対策については、抜本対策としては、ひび等が確認された羽根を新たに設計・製作し、注意深く検証を行うこととし、短期対策としては、該当する羽根を取り外し、その部分に整流板を取り付けて運転を再開する、こととなっている。

2. 実用発電用原子炉に対する保安検査結果等（平成18年度第2四半期）の原子力安全委員会への報告について（11月13日）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」）第72条の3第2項の規定に基づき、平成18年度第2回保安検査の結果等について原子力安全委員会に報告。柏崎刈羽原子力発電所においては、保守管理の実施状況を重点的に検査し、選定した検査項目に係る保安活動については、概ね良好なものであった。東芝製原子炉給水流量計問題については、東京電力（株）、東北電力（株）及び（株）東芝における再発防止対策の実施状況を確認し、概ね良好な状況であった。

3. 実用発電用原子炉に係る平成18年度第2四半期の保安規定の認可実績について（11月13日）

原子炉等規制法第72条の3第1項第1号の規定に基づき、実用発電用原子炉に係る平成18年度第2四半期の保安規定の認可実績について、原子力安全委員会に報告。柏崎刈羽原子力発電所の保安規定については、雑固体廃棄物焼却設備（大湊側）の設置に伴う変更等を反映させた申請があったので、審査の結果、7月18日に認可。

4. 「一日原子力安全・保安院（一日保安院）」の開催について（11月25日）

原子力立地地域住民をはじめとする国民に、当院の業務や政策を直接説明するとともに、有識者との意見交換や会場参加者との質疑応答等を行うことにより、原子力安全に係る理解の促進を図る目的で福井市で開催。約270名の参加者を得て、「原子力安全・保安院の果たすべき役割と国民の期待」と題してパネルディスカッション等を実施。

5. 発電設備に係る点検指示について（11月30日）

中国電力（株）による土用ダムのデータ改ざんが明らかになり、東京電力（株）、北陸電力（株）及び関西電力（株）が河川法に基づく許可を得ないで水力発電設備の工事を実施していた可能性があるとの情報を得て、11月21日に水力発電設備を有する電気事業者に対して、調査を指示。

その他にも水力発電設備におけるダムの測定値や、火力・原子力の発電設備における冷却用海水の温度測定値に対する不適切な補正が明らかになるなど、憂慮すべき事案が続いている状況。

当院は、上記状況を憂慮し、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、データ改ざん、必要な手続きの不備その他の同様な問題がないか、点検を行うことを求めた。

6. 東京電力（株）福島第一原子力発電所第1号機における検査データの改ざんについて（12月5日）

東京電力（株）が、同社福島第一原子力発電所第1号機の復水器出口海水温度に関してプロセス計算機の点検をしたところ、データの改ざんが確認された。本件について、当院は、電気事業法及び原子炉等規制法に基づき、今回の改ざんが行われた事実関係、原因、再発防止対策及び同様の事例の有無について調査を行い報告するよう指示。当院としては、報告徴収の結果に基づき、厳正に対処する。

以上

